【急性心筋梗塞対策に求められる医療機能】

	【予防】	【救護】	【急性期】		【回復期】	【再発予防】
機能	発症予防	応急手当 病院前救護	救急医療	身体機能を回復させる 心臓リハビリテーション	身体機能を回復させる リハビリテーション	再発予防
ポイント	・急性心筋梗塞の発症を予防すること	・急性心筋梗塞の疑われる患者が，できるだけ早期に専門的な診療が可能な医療機関に到着できること ・急性心筋梗塞の死亡率低下には，病院前死亡率の低下が特に重要であり，プレホスピタル救急体制のより一層の充実を図ること	・患者の来院後速やかに初期治療を開始するとともに，３０分以内に専門医の診察を開始すること	・合併症や再発の予防，在宅復帰のための心臓リハビリテーションを実施すること ・再発予防の定期的専門的検査を実施すること	・再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること ・合併症や再発の予防，在宅復帰のための心臓リハビリテーションを入院又は通院により実施すること ・在宅療養を継続できるよう支援すること ・患者に対し，再発予防などに関して必要な知識を教授すること	・再発予防の治療や基礎疾患･危険因子の管理を実施すること ・在宅療養を継続できるよう支援すること
関係機関等			救命救急センターを有する病院 ＣＣＵを有する病院等	急性心筋梗塞後の専門的リハビリテーションを行う病院等 地域心臓いきいきセンター（心不全センター）	リハビリテーション機能を有する病院等 地域心臓いきいきセンター（心不全センター）	病院，診療所等 地域心臓いきいきセンター（心不全センター）
医療機関等に求められる事項	①高血圧症，脂質異常症，喫煙，糖尿病，メタボリックシンドローム等の危険因子を早期発見すること ②危険因子の管理が可能であること ③初期症状出現時における対応について，本人及び家族等患者の周囲にいる者に対する教育，啓発を実施すること ④初期症状出現時に，急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について指示すること	（本人及び家族等周囲にいる者） ①発症後速やかに救急搬送の要請を行うこと ②心肺停止が疑われる者に対して，ＡＥＤの使用を含めた救急蘇生法等適切な処置を実施すること （救急救命士を含む救急隊員） ①地域メディカルコントロール協議会によるプロトコール（活動基準）に則し，薬剤投与等の特定行為を含めた救急蘇生法等適切な観察・判断・処置を実施すること ②急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送すること	①心電図検査，血液生化学検査，心臓超音波検査，Ｘ線検査，ＣＴ検査，心臓カテーテル検査，機械的補助循環装置等必要な検査及び処置が24時間対応可能であること ②急性心筋梗塞が疑われる患者について，専門的な診療を行う医師等が24時間対応可能であること ③ＳＴ上昇型心筋梗塞の場合，90分以内に冠動脈造影検査及び適応があればＰＣＩの開始が可能であること ④呼吸管理，疼痛管理等の全身管理や，重篤な合併症治療が可能であること ⑤冠動脈バイパス術等の外科的治療が可能であるか，又は，速やかな連携医療機関への搬送が可能であること ⑥電気的除細動，機械的補助循環装置，緊急ペーシング等への対応が可能であること	①合併症併発時や再発時に緊急の内科的･外科的治療が可能であるか，又は，外科的治療については連携医療機関への搬送が可能であること ②運動耐容能などに基づいた運動処方により合併症を防ぎつつ，運動療法のみならず包括的或いは多要素リハビリテーションを実施可能であること（心臓リハビリテーション認定施設も含む） ③回復期（或いは在宅医療）の医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどの連携が図られていること，またその一環として再発予防の定期的専門的検査を実施していること ④急性心筋梗塞の再発や重症不整脈などの発生時における対応法について，患者及び家族への教育を行っていること ⑤急性期の医療機関及び二次予防の医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどの連携が図られていること ⑥介護スタッフと連携し，生活習慣改善や服薬等を含む治療計画の実行状況を把握し，治療に活用すること	①再発予防のための治療や基礎疾患・危険因子の管理，抑うつ状態への対応（関係者への研修，院内での連携体制構築や精神科を有する医療機関との連携体制の構築等）が可能であること ②心電図検査，電気的除細動等急性増悪時の対応が可能であること ③合併症併発時や再発時に緊急の内科的・外科的治療が可能な医療機関と連携していること ④運動耐容能を評価の上で，運動療法，食事療法等身体機能回復のためのリハビリテーションが実施可能であること ⑤急性心筋梗塞の再発や重症不整脈などの発生時における対応法について，患者及び家族への教育を行っていること ⑥急性期の医療機関及び二次予防の医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどの連携が図られていること ⑦厚生労働大臣が定める，心大血管疾患リハビリテーション，脳血管疾患等リハビリテーション，運動器リハビリテーション，呼吸器リハビリテーションのいずれかの施設登録をしていること。なお，心大血管疾患リハビリテーションは施設基準1ないし2を取得し，その他のリハビリテーションは施設基準1を取得していること ⑧介護スタッフと連携し，生活習慣改善や服薬等を含む治療計画の実行状況を把握し，治療に活用すること	①再発予防のための治療や基礎疾患･危険因子の管理，抑うつ状態への対応（関係者への研修，院内での連携体制構築や精神科を有する医療機関との連携体制の構築等）が可能であること ②緊急時の除細動等緊急増悪時の対応が可能であること（ＡＥＤの使用を含めた救急蘇生法等の講習受講が望ましい），或いは緊急時に急性期を担う医療機関に迅速に連絡する体制を有すること ③合併症併発時や再発時に緊急の内科的･外科的治療が可能な医療機関と連携していること ④急性期の医療機関や介護保険サービス事業所等と再発予防の定期的専門的検査，合併症併発時や再発時の対応を含めた診療情報や治療計画を共有するなどの連携が図られていること ⑤在宅でのリハビリ，再発予防のための管理を医療機関と訪問看護ステーション･薬局が連携し実施できること
連携		発症から治療開始までの時間短縮	医療施設間における診療情報・治療計画の共有（定期的専門的検査の実施を含む） 合併症併発時や再発時における緊急の内科的・外科的治療に対応するための連携	地域心臓いきいきセンター（心不全センター）による地域連携サポート体制の構築		
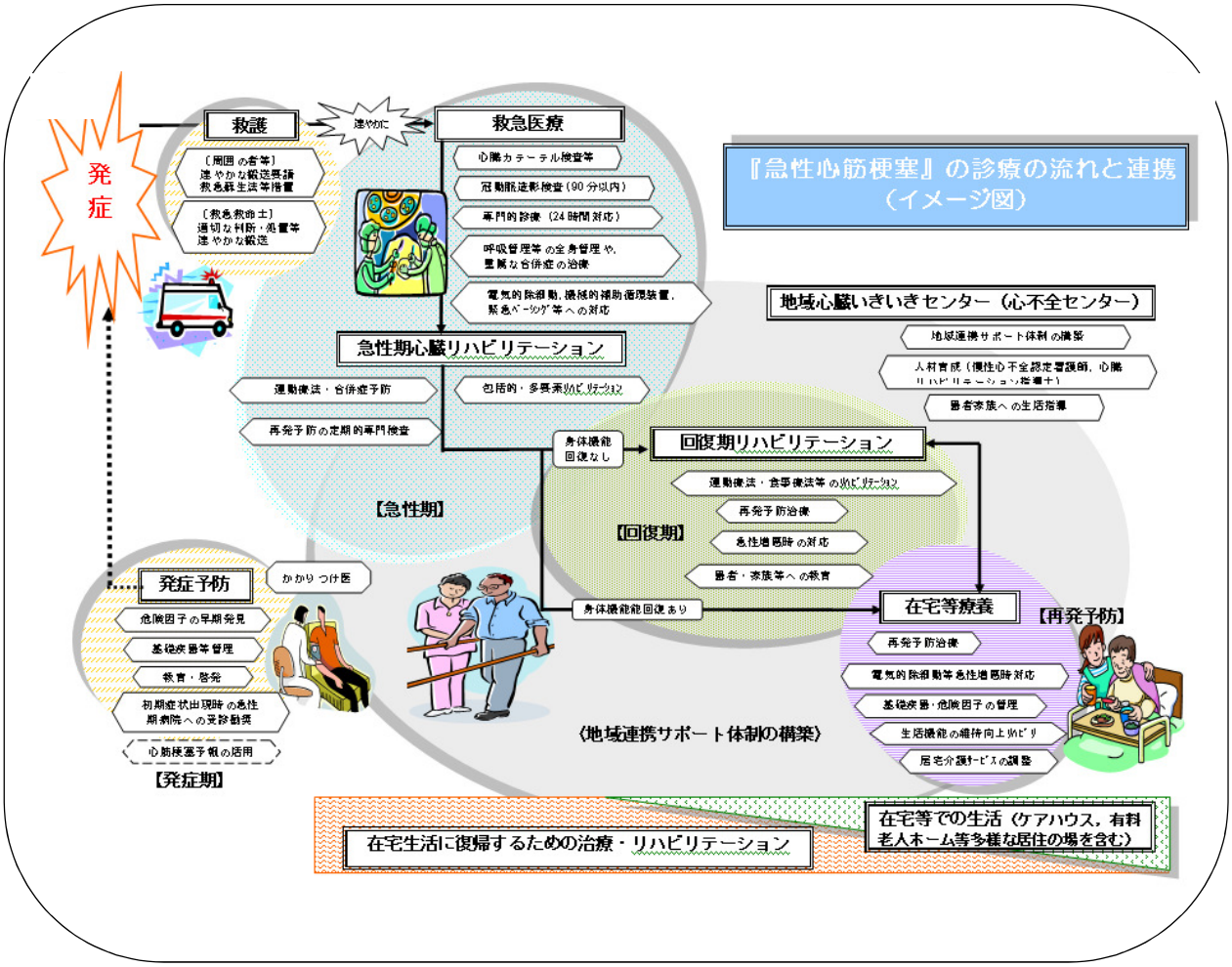
【急性心筋梗塞対策の連携体制】